

平成20年第2回竜王町議会定例会（第1号）

平成20年5月19日

午前11時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第35号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第36号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第37号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第38号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第39号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第40号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第41号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第42号 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報第 1号 平成19年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報第 2号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報第 3号 平成19年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第14 議員派遣について



開会 午前11時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第2回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年第2回竜王町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、大変ご繁忙の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

作付けされました田園の早苗も、日一日と青さを増してまいりました昨今であります。議員各位には、ご健勝にて日々議会活動にご専念いただき、さらに竜王町のまちづくりをはじめ町政万般にわたりご指導、ご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の定例会につきましては、6月23日が町長の任期満了に伴いまして町長選挙が執行されることにより、本来の6月定例会を5月に繰り上げをさせていただきますましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会に提案させていただく案件は、専決処分の承認3件、条例改正2件、平成20年度一般会計補正予算1件、平成20年度特別会計補正予算2件、計8件の議案および平成19年度竜王町一般会計および特別会計の繰越明許費繰越計算書3件の報告を提出させていただいておりますので、慎重審議をいただき、お認めを賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（寺島健一） これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺島健一） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、11番 若井敏子議員、1番 岡山富男議

員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 2 会期の決定

○議長（寺島健一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から5月30日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から5月30日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第 3 議第 35号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第 36号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第 37号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第 38号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 39号 竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 40号 平成20年度竜王町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議第 41号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第 42号 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 報第 1号 平成19年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報第 2号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報第 3号 平成19年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について
- 議長（寺島健一） 日程第3 議第35号から日程第10 議第42号までの8議案および日程第11 報第1号から日程第13 報第3号での3報告について

を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま一括上程いただきました議第35号から議第42号までの8議案および報第1号から報第3号までの3報告につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第35号から議第42号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第35号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額における扶養親族加算額は、一般職の国家公務員の扶養手当の月額を基礎として定められており、最近における社会経済情勢に鑑み、その扶養親族加算額の支給月額が引き上げられることに伴いまして、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものがあります。

主な改正の内容につきましては、配偶者以外の扶養親族1人につき加算額200円を217円に改正をさせていただくものであります。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第36号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めます。

ご承知いただいておりますとおり、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成19年6月6日に公布されました。施行日につきましては、政令で定める日からとされておりますが、この政令が平成20年3月28日に公布され、平成20年5月1日から施行となりました。

今回の条例改正につきましては、住民基本台帳法が改正されたことに伴いまして、竜王町手数料徴収条例において引用いたしております別表中法規定の追加および条ずれが生じますことから、同条例の一部を改正させていただいたものでございます。

この住民基本台帳法の改正は、住民基本台帳に記載された個人情報保護する

ため、第三者による住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付を請求できる場合を制限し、さらに請求者に対して本人確認を厳格化し、本人確認についても規定されたものでございます。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第37号、竜王町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報告申し上げ、議会の承認を求めらるものでございます。

ご承知いただいておりますとおり、今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、そのうちの一部につきましては4月30日から施行されたことに伴いまして、竜王町税条例の一部を改正させていただいたものでございます。

地方税法の改正にあたりましては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、とりまとめられたものでございます。主な内容を申し上げたいと存じます。

まず、第23条・第31条・第48条および第50条につきましては、公益法人制度改革に伴い、法人町民税関係で法人でない社団または財団で収益事業を行わないものについて均等割を非課税に、収益事業を行うものについては、法人とみなして法人町民税に関する規定を適用する。また、法人税法に定める公共法人・公益法人等資本金の額または出資金の額を有しない法人については最低税率を適用することや、文言の整備でございます。

次に、第54条および第131条につきましては、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い、固定資産税および特別土地保有税の納税義務者の規定を整備するものであります。

次に、附則第7条の3につきましては、住宅借入金等特別税額控除の申告をしなかったことにやむを得ない理由があると町長が認めるときは、納入通知書送達後に適用することができる旨を追加するものであります。

次に、附則第10条の2につきましては、住宅税制として、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置を創設するものであります。以上、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議第38号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につつま

してご説明申し上げます。本日提案させていただきました竜王町福祉医療費助成条例につきましては、現在、滋賀県の福祉医療費助成事業補助金対象事業に加えまして、竜王町単独事業として所得制限にかかる方でも、乳幼児・心身障害者・母子家庭・父子家庭・ひとり暮らし寡婦等に対しまして、医療費の一部を助成いたしており、保健の向上と福祉の増進を図ってきたところでございます。

しかしながら、近年進展する少子高齢化の中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進がさらに重要であると考えますことから、その一環として、乳幼児の自己負担金の無料化を行い、さらに小中学生の入院の医療費につきましても償還払いにより助成を行い、子育てにかかる経済的な支援を行いたいものであります。

第1条および第2条は、目的・用語に「小中学生」を追加するものでございます。第3条は、助成の範囲で、小中学生の入院に係る医療費の助成に変更し、乳幼児の自己負担金については無料とするものであります。なお、第4条の受給券につきましては、小中学生の入院医療費助成は、竜王町単独事業でありますことから受給券の取扱ができないものであります。したがって、償還払いにより助成するものであります。

次に、議第39号、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、近年の消防団員における活動が、広報啓発活動や任用期間が限定されるなど、団員の活動形態の多様化を踏まえ、今後新たな5年未満の団員の任用にあたっては、当該団員には退職報償金が支給されないため、共済掛金の対象者から除外することに伴いまして、竜王町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。なお、竜王町消防団におきましては、現時点では活動や期間限定の団員の任用は考えておりません。

改正の内容につきましては、第2条中、定員にかかる文言整理を行い、同条第2項におきまして、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員を定めるものでございます。

次に、議第40号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が49億2,000万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,800万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものとしましては、町有施設アスベスト調査・分析業務委託料、福祉医療扶助費、集落営農ステップアップ実践事業補助金、日野川用水施設管理協議会負担金、下水道事業特別会計繰出金、公民館館内用防災アンプ設置工事などの増額をお願いするものでございます。

次に、議第41号、平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めいただいております当初予算の歳入歳出予算額が10億5,100万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,800万円といたしたいものでございます。

補正予算の内容につきましては、一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書9ページからの、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

まず、歳入の関係でございますが、10ページの一般会計からの繰入金については、700万円を増額させていただくものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、11ページの公共下水道事業費の管渠築造費を700万円増額させていただくものでございます。内訳といたしましては、町道薬師砂山線の道路整備に併せて、一部の区間において先行して下水道管を埋設した方が経済的に有利な箇所があることから、開削工および下水道マンホール4カ所の設置を行うため、700万円増額するものでございます。

次に、議第42号、平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が9,100万円でございます。今回、歳入予算について組み替えをいたしたいものでございます。

補正予算の内容につきましては、後期高齢者保険料につきましては、年金支給額から天引きを行う特別徴収が基本であります。年金支給額が年間18万円未満の方、後期高齢者保険料と介護保険料の合計額が年間の年金支給額の2分の1以上の場合の方や、社会保険の本人であった方などは、特別徴収を行わず普通徴収とすることとなります。

当初予算におきましては、後期高齢者保険料として特別徴収保険料7,627万1,000円をお認めいただいておりますが、普通徴収が7月開始となっております。滋賀県後期高齢者医療広域連合におきましても、後期高齢者保険料に占める普通徴収保険料の割合を18%程度であるとのことから、今回、後期高齢者

保険料につきまして特別徴収保険料と普通徴収保険料を調整し、1,300万円を特別徴収保険料から普通徴収保険料に組み替えたいものであります。

以上、議第35号から議第42号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第40号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** ただいま、町長から提案理由の説明があったわけですが、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成20年度竜王町一般会計予算の総額は、お認めいただいております当初予算額が49億2,000万円で、今回、補正予算（第1号）として歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,800万円とするものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、まず歳入予算では、集落営農ステップアップ実践事業県補助金が310万円、基幹水利施設管理事業の地元分担金が174万6,000円、県補助金が260万8,000円のそれぞれ増額と、前年度繰越金が1,835万円の増額などがございます。

次に歳出予算の主なものといたしましては、石綿予防規則による6成分の石綿等の使用にかかる分析調査の徹底を図ることから、町有施設のアスベスト調査・分析業務委託料が297万7,000円、町単独事業の拡大や県の制度の見直しによる福祉医療扶助費が150万円、県の事業採択により、地域農業の担い手となる特定農業団体の機械等の購入にかかる集落営農ステップアップ実践事業補助金を488万円、県の事業費の見直しにより、日野川用水施設管理協議会負担金を435万4,000円、本町の市街化調整区域の中で産業立地誘導・住宅施策等のまちづくりを進めていく上で、地区計画を策定し運用するための竜王町地区計画整備検討業務委託料を120万円、特定環境保全公共下水道管渠工事にかかる下水道特別会計繰出金が700万円、公民館の館内放送用アンプ設置工事に190万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第40号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 続きますして、報第1号から報第3号までにつきまして、ご報告いたします。

報第1号、平成19年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書および報第2号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、去る3月定例議会において地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました平成19年度の繰越明許費にかかるものでございます。

一般会計では、農村総合整備事業（広域圏域型）1,252万4,000円、埋蔵文化財発掘調査受託事業168万円を繰り越しさせていただきました。農村総合整備事業につきましては、地元等との調整に時間を要し、また、水稻作付け期以降の工事施工となることから、埋蔵文化財発掘調査受託事業につきましては、整理調査の中で整理する遺物が多くあり実測に時間を要したため、それぞれ年度内完了が困難となり、繰り越すことになったものでございます。

下水道事業特別会計では、竜王町特定環境保全公共下水道事業が2,671万8,000円を繰り越しさせていただきました。これは、主に公共下水道の管渠築造工事の繰越で、河川占用協議に時間を要したことから繰り越すことになったものでございます。

次に、報第3号、平成19年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

この繰越につきましては、主にポンプ場整備工事において、用地取得等に時間を要していることから、5,270万5,000円を繰り越すことになったものでございます。今後におきましては、早期に完了できるよう努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくご報告申し上げます。

以上をもちまして、議第35号から議第42号までの8議案および報第1号から報第3号までの3報告すべてにつきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第11 報第1号から日程第13 報第3号までの3報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第11、報第1号から日程第13 報第3号までの3報告について、報告を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時32分